

S E I F U K U

清 福



令和2年2月
第89号

題字 総本山金剛峯寺座主葛西光義大僧正猊下

高野町議会だより



10月28日 視察研修(宜野湾市役所)



10月29日 視察研修(我那覇真子氏講義)



11月27日 総務文教常任委員会所管調査



11月28日 厚生建設常任委員会所管調査

令和元年12月定例会

おもな内容

- ◇議案審議の結果・主な内容…………… 2 頁
- ◇視察研修、所管調査…………… 5 頁
- ◇一般質問…………… 6 頁
- ◇議会日誌、編集後記…………… 12 頁

発行 高野町議会
編集 広報特別委員会

〒648-0281
和歌山県伊都郡高野町大字高野山636
TEL : 0736-56-2935
FAX : 0736-56-5300
e-mail:gikai-jimu@town.koya.wakayama.jp

令和元年12月定例会の概要

12月3日に招集された12月定例会には、条例の制定・廃止・改正7件、一般会計・特別会計の補正予算10件、諮問1件の全18議案が審議され、12月13日に閉会しました。
 一般質問については、6名の議員が後述の内容で質問を行いました。

議案審議とその結果

■12月定例会

議 題 名	付託委員会	審議結果
高野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の廃止について		原案可決
高野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について		原案可決
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		原案可決
高野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		原案可決
高野町富貴簡易水道使用条例の一部を改正する条例について		原案可決
高野町神谷簡易水道使用条例の一部を改正する条例について		原案可決
令和元年度高野町一般会計補正予算(第3号)について		原案可決
令和元年度高野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について		原案可決
令和元年度高野町国民健康保険富貴診療所特別会計補正予算(第2号)について		原案可決
令和元年度高野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
令和元年度高野町富貴財産区特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
令和元年度高野町下水道特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
令和元年度高野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
令和元年度高野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について		原案可決
令和元年度高野町生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
令和元年度高野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について		原案可決
高野町印鑑条例の一部を改正する条例について		原案可決
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		原案同意

12月定例会 議案審議の主な内容

条例の制定・改正

高野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

内容 令和2年4月より、地方自治体の臨時・非常勤職員が新たに全国統一の制度として創設される「会計年度任用職員制度」に移行するため、その給与等を町条例で定めるものです。

質疑 来年度、会計年度任用職員は何人採用されるのですか。

答弁 今年度、臨時・非常勤職員は50名で、同規模になると考えています。

質疑 会計年度任用職員は一般職になれる道はありますか。

答弁 会計年度任用職員は全てがパートタイムで、一般職の補助職員という形です。必要な一般職は若干名を募集しています。福利厚生については社会保険、雇用保険等も加入することになっています。

高野町富貴簡易水道使用条例の一部を改正する条例について

内容 簡易水道料金等の消費税を外税から内税に改めるため条例を改正するものです。

質疑 この条例案、町長は広報高野に「9月議会ですら全議案は承認された」と発表済みです。そうすると、議会だより条例撤回の記事がうそ

議案審議の主な内容

になってしまいました。2回も同じことを諮ることになりません。2件の条例案は撤回を承認されたと書くべきで、読んだ人は全部通過したと思う。撤回は否決です。広報高野のことを謝罪して訂正されなければ諮れない。

答弁 提出した議案は全部同意していただき、十分な議案は撤回を承認していただきませんでした。否決ではありません。また、広報高野でそういった指摘があるならば、2月の広報に2議案はなぜ撤回したのかということをしつかり書かせていただきます。

質疑 前回、高野山内の水道料金を8・4%と決めて、富貴簡易水道から出されたのが10%であったから不公平なので8・4%にしてくださいとのことであったが、今回出されたのは前のままです。なぜ平等に8・4%にしてくれないのですか。

答弁 特別会計はその会計ごとに独立採算で、コストに対して使用料を考えています。逆に一律に料金を設定するというのはおかしいわけです。それぞれの会計で考えて設定するもので料金が違って当然です。内税方式にしたのは、納税の義務がない場合がありますが、その場合でも消費税は徴収しなければならぬことになっており、内税にすることにより消費税が含まれており、法定の税率で徴収していると言えることができません。

反対討論 条例というものは大切なもので、それを議論もしないで提出して、撤回するような条例案を出してやること自体町側は間違っている。

賛成討論 今後、簡易水道のようなものを敷設していくという計画では、基本料金も違いますし、消費税相当額については統一した方がすっ

きりとわかりやすいので、その基準となる8・4%で抑えていくという姿勢は住民としては同意を得る内容だと思えます。

採決 賛成多数で可決されました。

高野町神谷簡易水道使用条例の一部を改正する条例について

内容 簡易水道料金等の消費税を外税から内税に改めるため条例を改正するものです。

質疑 金額は違っても仕方ないが、消費税率は同じにしておくべきです。町長の裁量の値下げしたままでいくのであれば、今のものを見なして10%に変えてはどうでしょうか。

答弁 内税に改正したということで、改正後は適用される税率は10%になります。課税後の額が今回改正された料金となり、課税前の料金は実質値下げとなります。

質疑 現状10%ということ、これ以後消費税該当額は8・4%で、10%との差1・6%を上げるといふことではないですか。

答弁 今回8%から10%に上がったということに關してはそれに伴う料金の値上げはないということ、それ以降についてはその都度検討します。

質疑 庁内、課長会議で吟味して撤回しないような議案を出してきていただきたい。

答弁 平成26年に値上げをしなかったが、住民の負担を少しでも和らげたいとの思いでした。今回、高野山地区と簡易水道の料金について議論が足らなかつたことは申し訳なく思っています。今後、施設の整備、将来的には消費税増税の際は議会と相談しながら水道行政を進めて

いきたいと思えます。

反対討論 庁内で議論もしなかつたことに反対です。それと町長が撤回の件を町広報に書かず、全案件が通過したと書いたことに対して反対です。二度と撤回のようなことはしていただきたくないで反対します。

賛成討論 消費税率はばらばらですが、最終的には10%とみなすということで、今後値上げがありませんとの回答を得ましたので賛成します。

採決 賛成多数で可決されました。

補正予算

令和元年度高野町一般会計補正予算(第3号)について

内容 歳入歳出それぞれ2,410万円を追加するものです。

質疑 歳入のふるさと応援寄付基金繰入金1,030万円はどこに充当しているのですか。

答弁 今回の補正に上がっている観光費のアッシジ交流事業、農業費の高収益作物土壌改良実証実験業務委託料、教育費の富貴分校開設に係る諸費用、高野山小中学校建築予定地地質調査委託料など8つの事業に充当しています。

質疑 文書広報費の印刷製本費13万4千円について説明願います。

答弁 町広報の印刷製本費で、毎月1,800部発行しています。個別のチラシを減らして広報に掲載するようにしているためページ数が増えていますので増額しています。

質疑 児童福祉費、町外保育所費の保育所委託料69万5千円と認可外保育所保育料助成金37

万円について説明願います。

答弁 保育所委託料は高野町の人が、里帰り出産、また仕事により他市町村の保育所・こども園を利用する際に発生する費用です。今回里帰り出産により2名、また仕事の都合で1名の方が他市町村で保育を受けられることになりました。

質疑 農業費の高収益作物土壌改良実証実験業務委託料121万円について説明願います。また、どこに委託するのですか。

答弁 薬用作物の産地化に向けて支援する中、当帰は連作障害があるため栽培農家は縮小を考えている状況で、その対策として土壌改良の実証実験を行うものです。実験は富貴で行いますので、委託は地元の方や法人になると思います。

質疑 林業振興費の高野町森林所有者意向調査業務委託料121万円について説明願います。

答弁 森林所有者の方に自ら経営を行うかどうかの調査を行います。当初より調査対象が増えたため計上しました。まずは地籍調査の終わっている花坂地区から今後の経営のあり方について調査します。国から概ね15年で行うことが義務づけられていますし、森林所有者・境界が関わってきますので、今後課内の体制を強化して早くできるよう進めたいと考えています。

質疑 アッシジ交流通訳賃金25万円について、渡航費用が出ていないがどうなっているのですか。

答弁 アッシジとの交流が10年目を迎える中、来年度交流事業をやっていききたいということ、事前にアッシジ市、イタリアの日本大使館、バチカンの日本大使館等との連絡調整をしてい

ただきます。

質疑 教育諸費の高野山小中学校建築予定地地質調査委託料440万円に関して、進捗状況が一向にわかりません。建設の根幹となる基本計画書くらいはできていいのではないのでしょうか。

答弁 高野山小中学校建築予定地地質調査委託料はボーリング調査を行う予定です。予定地は切土、盛土が混在しており、また事業費の概算の精度を上げるために行うものです。今月中に要求水準書案ができる予定で、それを基にプロポーザルを行い業者の選定を行う選考委員会を来年度に開設する予定です。

質疑 高野山小中学校建築予定地地質調査委託料440万円は建設費の66億円の中に入っているのですか。

答弁 (教育次長) この440万円は当初の66億円には含まれておりません。

答弁 (教育次長) 先ほど別と言いましたが、66億円の中には入っています。すみませんが、訂正します。

答弁 (町長) 事業費は66億円ではありません。全体の事業費の中に今回のボーリング調査の費用は入っているということです。

質疑 高野山小中学校建築予定地地質調査について、先に建設場所をうぐいす谷と決めてから地質調査をして、問題が出てきてここがダメだとなったらどうするのですか。計画を立てる前に地質調査をしてうぐいす谷は大丈夫だと出してこなければならぬのではないですか。

答弁 中学校の真ん中のあたりが地盤沈下しています。また保育所のあたりが盛り土してい

ます。全体の事業費の中で杭の入れ方等、地盤沈下しないような構造にしていきたいので今回調査を行います。

質疑 小学校費の遠隔授業通信システム関係備品購入費175万5千円について、有効活用していく上で指導にあたる人材についての考え方を聞かせてください。

答弁 高野山小学校富貴分校開校に伴い、距離があるので授業の通信システムを設けて遠隔授業を行いたいと考えています。教諭の会議にも使う予定です。技術的な面ですが、先生がセッティングできるといような形で進めて行きたいと考えており、事前に操作の仕方や講習会等を行い、授業に不具合が起こらないようにします。

反対討論 質問に対し、町長と教育次長の説明が違いました。ふるさと納税からの地質調査費用は66億円に町長は含まれていると言われ、教育次長は含まれていないと答弁しました。簡易水道条例と同様、町長と教育長や次長が議論していないように見受けました。このような答弁は不安でもあるし、明確な答弁ではなかったので反対します。また、町は小中学校建設費が66億円と私たちに説明しているにも関わらずそんなには要らないとおっしゃいましたが説明は受けていません。町広報追加予算として13万4千円は、町長は自分自身で広報高野の予算を勝手に印を押し捻出できるが、議会はページを増加させたくても予算内でしかできません。町も予算を上げるのではなく、いらぬページを減らし予算内ですべきです。

採決 賛成多数で可決されました。

行政視察研修



令和元年度の議員行政視察研修として、10月28日から30日の日程で沖縄県に行き参りました。

研修の目的は、沖縄県基地問題について、令和元年の6月議会において陳情等文書が議会宛に郵送されてきました。今まで議会宛に郵送されてきた時は、議員配布で終わることが多かったのですが、しかし、今回4通があり、この件について無視することができないと判断しました。「辺野古新基地建設の即刻中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について」・「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する」この2点が最もな事柄です。

まず1日目は、普天間飛行場のある宜野湾市で、基地政策課長より「普天間基地の現状について」、「市民が受けている影響について」、「返還に向けた取り組みについて」この3点についてが研修内容で、話を聞き、後意見交換を行いました。

次の日、沖縄基地問題に精通している我那覇真子氏の講義及び意見交換を行いました。内容はパネルによる説明で、今までにテレビ・新聞等で報道されてきた内容に対する相違点についてでした。

この2カ所での感想は、戦後74年が経ち個々の考え立場もあり、意見を統一することの難しさを痛感しました。

見学2日後、30年越しの復元事業が完了したばかりの首里城6棟が全焼してしまい、非常に残念で早い復元を願います。

所管調査

総務文教常任委員会 所管調査

11月27日(水)、「高野山小学校授業参観」並びに「学童保育の状況について」所管調査を行いました。

まず、5限目に1年〜6年授業を参観、どの学年もまじめに取り組み、私語する子もなく、発表もはきはきと分かりやすく気持ちの良い授業風景であった。

引き続き学童保育を参観、当日は7名の児童が放課後参加しており、教室に来ると各自今日の宿題に取り組み、高学年の子が作業の遅い低学年の子の面倒を見る等、普段の教室では見受けられない微笑ましい光景があった。スタッフは4名(男子2、女子2)でローテーションを組んで常時2名体制で運営しており、指導員は午前9時〜午後6時まで常駐し、放課後、学校休業日(夏休み、冬休み、春休み、振替休業日)土曜日(希望保育)に開設しており、児童も喜んで参加しているとのこと。子どもたちにとって、「楽しい時間」「楽しい空間」「仲間づくりの場」を目指し、

厚生建設常任委員会 所管調査

令和元年11月28日(木)、高野山総合診療所「通所リハビリの状況」を調査しました。サービス利用者は当初2名であったのが現在は27名と増加、効果事例は次のとおりです。

- 介護4の重症者の方が介護1へと回復、介護1の方が支援1に回復、支援2の方が支援1へと回復、効果が早い方もあると報告を受ける。
- 1週間に1回の利用の方や4回の利用者もあるとのこと。
- 利用者も増え健康へつながっている。
- 利用時間は8時間未満、利用時間により金額が設定されている。
- 時間配分に関しては、ケアマネジャーと利用者、ご家族とで計画を立て、利用者の方々

異年齢で活動している。

(総括)

● 教室が1番奥まった場所にあるので、もう少し明るいところに移動しても良いのではないかと。

● 学童保育と学校の交流を推し進めるような取り組みを計画しても良いのではないかと。

● 高学年には少し物足りなく、登録者数不足につながっているのではないかと。

● 教えるよりも育てる活動に主眼を置いた活動のようだと。

● 学年を超えた交流の場があり素晴らしいかと。

● 町民文化祭に向けて共同制作等を考えてみてはどうか。

が平等にと時間調整のうえ行っている。

● レクタイムもあり、カードを使ってゲーム感覚で行うこともあると報告を受ける。

○ 医療において、患者がリハビリ器具

を使用することも可能であるが、現在は通所リハビリに重点をおきスタッフは理学療法士1名、看護師2名、介護福祉士1名で住民の健康に取り組んでいるのが現状である。



学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学童登録数	6	6	12	0	3	0	27
男	3	4	6	0	2	0	15
女	3	2	6	0	1	0	12
児童数	17	15	26	9	16	12	95



中前 好史 議員

冬の血管事故防止予防について

質問 町民皆様の健康を願っていますが、特にこの時期、心筋梗塞、脳卒中予防が必要だと思います。健康計画を聞かせていただきたいと思います。

答弁 (福祉保健課長) 冬の血管事故は非常に恐ろしいものと思っています。本年度の健康づくり予防事業は、高野山地区、富貴地区においてウォーキングを実施してきました。徒歩後に血圧が下る傾向にあることも実感していただいています。

冬季12月からは室内フィットネスジムを利用し約1時間有酸素運動を行い、フィットネス機器も使用し、専門的な内容を加えるために講師として作業療法士を迎える予定としています。

また現在、国保の保険事業を活用し、健康づくり教室を年4回実施する予定です。生活習慣に改善が必要な人を勧奨し健康づくり教室を実施し、食事と運動を中心としたプログラムを予定しています。食事指導には栄養士、運動指導には作業療法士または健康運動指導士の協力を得ながら、生活習慣や糖尿病、高血圧状態心疾患、脳血管疾患に影響することを後半の4カ月の事業で啓発し、予防していくことが大事だと思うことから、今回、厚生

労働大臣の認定を受けて全国的に広まっている健康運動指導士をお迎えし、保健医療関係を連携しながら効果的な運動を実施するプログラムを作成する計画です。運動が大事である意識づけを皆さんに広く啓発を続けていきたいと思っています。

質問 それに加えて食事の内容の指導計画もしていますか。

答弁 (福祉保健課長) 健康づくり教室を年4回開催の中で栄養士の人に来ていただいて、食材の調理により血圧を下げる効能も説明し試食もしていただいています。高野町の方は高血圧、糖尿病、透析というのが多いように思いますので、塩分指導も含めて、それは引き続き啓発事業とします。

質問 町民の方が今以上に参加してみたいと思える啓発として図画の多様化を図つてはどうですか。

答弁 (福祉保健課長) 地域限定で、花坂地区で実施するときは細川とか花坂の人に対してダイレクトで折り込みをしています。今後、課内でも協議し目に引くような色合いやお誘い文を変更して改善に努め広報等に組み入れたいと考えています。

本年度の除雪計画について

質問 除雪計画を聞かせてください。

答弁 (防災危機対策室長) 平成29年2月の大雪を教訓にし、その年の11月に小型除雪機30台購入しています。それを各拠点また各地区への配備、高野山上については町内会への貸し出し、除雪作業についてのサポートをし

ています。既に高野山上については除雪機の配備は完了しています。あと残りの地域についても、順次、準備が整い次第、今年度中の配備をめどに完了させていただきます。この除雪機を活用していただき、できることは自助・共助で。それが無理なときには、職員が出向き除雪の作業を考えています。

答弁 (建設課長) 委託についての除雪作業計画については例年どおり、広報でお知らせしています。除雪については道路交通網の確保が目的です。大量の積雪は災害体制となります。

各地区のメインの道路の交通体系の維持のため、凍結のおそれがあるときには融雪作業、概ね10センチ以上で除雪の基準を設けて委託先に発注しています。また早期対応ですが業者数を考慮しましたら現在の範囲が限度と考えています。

質問 住民も除雪しますが、高齢の方の多い地区では指導していただけますか。

答弁 (防災危機対策室長) 除雪機は貸し出しの申し出をいただければ使い方を説明します。地域の方で除雪作業ができないところ等は、町内会長さんを通じていただければ、状況はありますが職員を派遣して、作業にあたりと考えております。

答弁 (町長) 防災にも繋がるので先ず幹線道路を開けて行き順次対処します。2年前の大雪時には独居の方の地区に何班かで職員が出向き臨機応変で作業をさせていただきました。今後の除雪行程についても広報していきます。



松谷 順功 議員

高野町における景観の保全とまちづくりについて

質問 景観地区、積極的に景観を形成する必要のある所で、更地・空き地が増えております。高野町の景観の基本は切妻平入りで、連続したものとされておりませんが、今後どう守っていくのですか。

答弁 (建設課長) 高野町における景観の保全とまちづくりについてということで平成21年3月に高野町景観計画を作成しています。その中で、目的としましては、良好な景観の形成に関する方針があり、私たち高野町民は、その歴史、文化を受け継ぐ町並みを守り、美しい景観をつくっていきます。そのために景観法による景観計画を定めて守り、発展させていきます。

発生した民家火災について

質問 以前から修繕や解体等している古い長屋を見まして、各戸の屋根裏がつながり見通せる状態で、界壁(小屋裏もしくは天井裏まで達するように設けた壁)がありません。

現在の建築基準法では、長屋や共同住宅で小屋組みが木造の建物にはその部分が延焼経路となつて火災が拡大しないように、界壁や間仕切り壁、隔壁などの防火措置を施すよう規定があります。今回の火災に対してどう

だったのでしょうか。

答弁 (消防長) 11月12日に発生しました建物火災から考えられる問題点について説明させていただきます。

焼損状況につきましては、出火建物である木造2階建て住宅兼店舗一棟が全焼、類焼は木造2階建て住宅兼店舗が二棟であります。また、当火災の出火原因については現在調査中であります。

さらに今回の火災の問題点についてですが、長屋の火災であり、御指摘のとおり一部の屋根裏がつながっていたことから、延焼速度が速く、拡大に至つたと推察されますが、消防火法では特にこれらの建物に対し消防設備の設置義務はなく、一般住宅として捉えて、住宅用火災警報機のみを設置をお願いしているところでございます。

質問 連続している建物群の多いところが火災に非常に危険であるということを知徹底して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁 (建設課長) 所有者の皆様には対策をさせていただかねばなりませんので、これを機に屋根裏まで御確認をさせていただければ幸いと思っております。

高野町の伝統的な建物を後世に残す、また引き継ぐことが大事ですので、住民の皆様には御理解と御協力をお願いすると共に、建設課としまして、景観保全の先進地による長屋の防火対策についても調査したいと思っております。

質問 今回の火災現場周辺は都市計画道路になつていていると思えます。どう指導されるのか。

でしょうか。

答弁 (建設課長) 高野町では都市計画区域があり、その中でも都市計画道路があります。建てかえ等が検討されましたら、約11メートル確保する場合もことから、下がつていただくことも考えられますので、建築確認等の際に県と相談しますが、協議事項となります。

空き家対策について

質問 対策がなかなか進まない原因のひとつは家財道具等が放置されたままの空き家が多いのではないですか。また持ち主が山外に住まれている例が多く、解体等何かのきっかけがなければ整理が付かない状態です。相手が町外で住んでいても、塵芥処理センターも用意して、運び出した例があります。

答弁 (生活環境課長) 高野町以外の相続人というところでございますね。その方も高野山のほうで塵芥処理センター、またはエコライフ紀北のほうへ持つていただいても結構でございます。

元、そこに住まわれていた住民の方は、税金等町に納めてくれていた訳でございます。そのことを考慮致しますと、家族がそのごみを処分するというところについても問題はないと思えます。

答弁 (町長) 家財道具に関しては、ケース・バイ・ケースはあると思いますが、基本的に担当課長が言うルールでいいのかなというふうに思います。



中迫 義弘 議員

ふるさと応援寄付金について

質問 ふるさと応援寄付金の現在の状況と今後の見通しは？

答弁 (企画公室長) 納税の仕組みに参加できない状態です。令和元年6月以降制度が改正され、本町を含めた4団体は、3割を超える地場産品以外の返礼品を提供したという事で、指定から除外されました。5月に2週間限定で約5,000万円の寄附をいただきました。納税復活は、県を通じて総務省に問い合わせをしたが明らかにされていません。指定を受けている団体についても来年の9月までとなっており、6月には申請受付が予想され、それにあわせて準備をしています。

答弁 (町長) 納税の対象から外されたことは非常に遺憾で、もともと制度設計が悪く、その中で税収の上がらない自治体が努力し、本町もすっかり頑張ったつもりです。平成26年の10月から、納税額も多くなり、義務教育無償化・福祉タクシー補助等の事業に充てています。泉佐野が係争中で、いろいろな方々の意見も聞きますが、その判断を待つて動けるところは動き、静観するところは静観し、復帰に向けて準備に取りかかりたい。義務教

育無償化、1子からの無償化は、30年間分はプールしたという計算で、福祉や町内会の電気代等の補助も20年ぐらいは担保できると思っています。私の任期内だけでなく、長期的に使っていきける財源として31年度分をしっかり活用していきたい。

小中一貫教育について

質問 小中一貫学校について伺います。

答弁 (教育次長) 業者からイメージ図、モデルプランの図面が出され、比較3案を作成し、10月の小中学校等の建設に係る調査特別委員会で説明したとおり、モデルプランを作成しています。条件面を精査し、こども園、小中学校の先生の意見・ワークショップ・保護者説明会の結果を踏まえ、必要面積等の割り出しを終了。プランの法令の確認・工事費用の概算・スケジュールを作成し、今後は整備についても精査していきたい。要求水準書は、12月末にできる予定で、住民説明会では、関係各課の者がハード面、ソフト面の説明、財政面は企画課・財政課が出て説明させて貰おうと思います。

質問 令和5年4月開校は、可能か？

答弁 (教育次長) 確かに事業を進める上で突発的、想定外の事が出てくる可能性を考慮しスケジュールは組みますが、検討課題等が出てくる可能性もあり、含めて考えていかなければならない。

答弁 (教育長) 通学路・プロジェクトに関しては、一つの大事業となり、通学路に関しては、進んでいるという状況ではございません。

答弁 (教育次長) 通学路についても検討し、進めていかなければと考えており、早い時期に方向性を出していきたい。

答弁 (建設課長) 建築の基準等もありますので、各課とすり合わせながら対応したい。また、通学路の件につきましても、関係機関とあわせて一度点検しており、小規模ながら改善しています。

質問 複合型施設の補助金は？

答弁 (企画公室長) 小中学校の部分は該当する補助金がなく、起債を充てる予定です。ただ、複合施設ということで、各課で補助金等検討していく必要がある。

答弁 (町長) ふるさと納税70億、それを全部以降の額は学校教育につき込もうと考えていました。将来的に返していく起債に対してそのお金を充てていき、ふるさと納税を使い切ることはありません。公共施設適正管理推進事業債は、集約化することで、事業費の半分は国のほうから交付税措置として返ってきます。そう考えますと、健全財政を保ちながら、また、ふるさと応援寄付金事業、町民に対する事業は、十分続けていっても大丈夫ですので、御安心ください。



崎山 文雄 議員

清福の発行を止めた理由について

質問 一般質問は議員活動の一端であり住民に報告する義務があります。何ら落ち度がない議員にとつては甚だ遺憾であります。越権行為と言われても仕方がないのではないのか。発行を止めた理由を伺います。

答弁 (町長) 議員にお答えします。清福の中には議員活動をしつかり書いていただく、住民が、正しく議員活動を知るという上では非常に大切な発行物だと思っております。

10月10日、広報特別委員会から清福88号の校正について依頼を受けました。7名の議員の質問内容であります。その中の1名の議員の校正には、正確な内容を住民に知らせるといふ本来の広報のすがた、公的広報の役割でないと思えます。意図的な情報操作等で施策を曲げられ、また、住民に勘違いされるといふことがあつてはなりません。

また、越権行為ではないのかと言われることについては、当然議員と町当局では、別々の機関であり議事機関として議会があります。最終的には、議会であろうと、他の部署であろうと、教育委員会であろうと支出の責任者は全部私であります。住民に対して理解を得られる公平な広報づくりを議会でも心がけていただかないと支出はできないという立場であります。

10月18日に回答していますが、この内容では「公共の出版物として発行し、配布することはできません。常識の範囲内で正確な校正をしていただきたい」と強く要請し、また、このような状況では議場において私や当局側の発言内容を違うような書き方をされたり、答弁していいことを書かれたりすることがあります。このような事では、答弁や説明ができなくなり、正確な情報に修正していただき、再度校正の依頼をお願い申し上げたはず。議長、広報特別委員会委員長にお願いの文章を出しております。

その後、広報特別委員会が何回か開かれ、「今後どのような広報にしていこうか」しつかり協議をしていく、という事でありました。また、12月にそのまま(元の原稿どおり)発行させてほしいというご依頼がありましたので、先々にこの議会広報誌が、しつかり校正されるといふことを約束されたので、どうぞ議会誌(清福88号)を出して下さいと回答させていただきました。

発行が早い遅いかというものは議会側の問題であると思えます。それ以上の答えは私のほうにはありません。

質問 議会だよりは2週目に発行するというきまりがあります。ただこれだけの問題で、もう少し早く解決すべきだった。課題を残した問題だと思つて。

答弁 (町長) このことについては、10月18日議長、広報特別委員長に要請書・要望書を提出、その後どのような経緯で進んでいるか、私は一切分かりません。遅れた理由は広報特別委員会が時間を食っているかと推測していません。

復元した徳川家霊台の外周の木柵について

質問 12月1日現地を視察したところ元通り復元されておりませんでした。木柵は文化財として構成する要素や管理上必要な施設とは位置づけされていない、文化財として修理の対象になっていない、と、9月の質問で答えていますがこれが理由なのですか。

答弁 (教育次長) 文化財としての指定の対象範囲ではありませんが、景観に十分に配慮するよう教育委員会から指導し、事業者は順守して施工していると認識しております。

県の文化遺産課に内容を伝えましたところ、近接するため景観に配慮して修繕を行なうよう助言がありました。事業費は500万円。

答弁 (教育長) 文化財建造物の修理に関しては、価値のあるものとして後世に伝えるため、文化財の価値を保存しつづ適正に行なう必要があると思っております。指定範囲外のものということですので、金剛峯寺との打ち合わせの中で、県文化遺産課と十分協議を行ってきましたつもりでございます。

質問 文化財や史跡、それらの環境は変えてはいけない。今回のように変えなければならぬ理由は一つもない。

答弁 (教育長) 重要文化財等の施設に私どもが、立ち入ることは非常に難しいこともあって、金剛峯寺との関係もございまして、今後、関係者とも十分協議に努めてまいりたいと考えております。



所 順子 議員

町長・教育長が議会だよりに関わったことについて

質問 昨年の9月議会一般質問について、私が質問した内容が町長と議長、広報委員長によりストップをかけられ2ヶ月半にわたり発行が遅れました。住民に議会だよりが届いたのは12月20日以降と大幅に遅れた。この内容を今回質問することとなり、この様な質問をしなくてはならない事は残念に思っております。

広報委員会は6名の議員と議長とで成り立っております。本会議での一般質問、条例、予算などを議場で諮った事をまとめ、議会だよりとし発行するため広報委員会の会議は2回開催する事が通常となっているのですが、2回目の委員会に町長と教育長より私の一般質問についてこの様な文章を出してきたのである。『議場にて発言がされていない事や議員個人の感想などが記載されています。議会だよりで住民に誤った内容を伝える事は公共の出版物として発行配布はできません。常識の範囲で正確に校正して頂くよう強く要望します。この様な状況では議場において答弁説明ができなくなる。正常な情報に修正して再度校正をして頂くよう申し上げます。この事については文章にて回答をしてください。』とこの様な文章が議長、広報委員長宛に出してこられた。おまけに私の一般質問の原稿には町長の直筆で訂正され、×印が沢山つけられて感想文を取り除け(裏話)は議場で言っていないなどなど。委員会では町長からの申し

入れ書については町長と教育長に対しこの申し入れ書の件については回答は広報委員会としてはできませんという答えを全員一致で決定し、議長、広報委員長がこの回答書を町長に持って行く事になっていった。それにもかかわらず町長に議長、広報委員長の二人は回答書もすぐに渡さずに、町長の言い分だけを聞き入れて、2回で終わったはずの委員会を私をターゲットにして3回目、4回目、5回目と委員会を開いたのである。3回目の委員会に私はたまりかね、議長に申し入れ書を渡しました。内容は『2回の委員会で決定した事は変更できない。②2回目の委員会での私の一般質問は全員で通過された事である。③不当な委員会を開いている責任はどうするのか。④町長の言われた事に従う議長、広報委員長は議員としてあるまじき行為、議員としての資質を疑う。⑤委員会全員で決定した回答書を町長側に未だに提出もしていない事は委員会冒頭の何物でもない。⑥議長は町長の言いなりではいけない。⑦私に対してのモラハラである。』と議長に申し入れをしたが何の対処もせず、私は委員会にかけられ一般質問について5回も追及された事実。数の力でモラハラ的にされたと思っております。おまけに町長から委員会に申し入れてきたがために(要望)(感想文)などはこれからの一般質問では一切載せることはできない事にすると私以外の6人の議員で数の力で決定した。議員とは言論封殺される事などは議員をやめなければならぬのと同じだし議員職にはもつての他。平野町長は言論の自由を奪いに来ます。民主主義の町政とはほど遠い。私の質問内容がよほど住民に知られたくなかったので議長と委員長を使い、私に圧力をかけてきたのである。議員は町のチェック機関。町長に検閲されてしか出せ

ない議会だよりなど出す意味がないと思う。議員は町長にチェックされることならば議員職はいらぬ。この件について町長は9月議会だよりを発行するならば印鑑もつかない。予算も出さないとまで言ってきたのです。予算は税金、町長のお金ではない。広報高野も議会だよりも税金です。議会だよりも予算化されて当然です。町長の権限で私物化はやめて頂きたい。町長は自分で出している広報高野にはウソの記事を掲載していても誰も指摘ができない。9月議会でも条例案2件撤回された事実、富貴・細川水道料金の条例案9月議会では全て承認・通過されたとウソを広報高野に書いている。我々広報委員会には議場で撤回された条例2件の事実を抹殺し載せない様にと×印をつけてまで自分でウソの記事を堂々と住民に配布しているのだ。なんとも矛盾だらけ。こんな町政はやめて頂きたいものである。町長本位の町政、住民代表の議員の口封じと圧力をかけてくるのはダメでしょう。本当のことを書いているのにもかかわらず捏造とはなんとも失礼な答弁である。

答弁 (町長) 所議員の捏造と言うか威圧的な話を作っている。感想はおかしいだろうと言うことで教育長と話し取り外すように議長と委員長に骨を折ってもらいました。

質問 議会では要望も感想も慣例で書いてもいいことになっていますよ。私はこれこそ越権行為そのものだと思いますし、捏造的な事は書いておりませんし、事実ですよ。

答弁 (町長) わかりやすくそれができなかったら町で橋本市議会のような形でお手伝いします。住民にしっかりと伝わるような物を作りましょうよ。



新谷 英一郎 議員

教育環境の整備と充実を

質問 未来をつくるこの町の子供たちが伸び伸び育ちながら、やがて地域を学び誇れるような教育及び教育環境の一層の充実を図ることが、町づくりにおいて優先課題であると考えます。義務教育実質無償化など本町は先駆けて施策を行っています。今後、町民はもちろん広く子育て世代がターウンターなど移住をしてこの地で暮らし子育てをし、学ばせたいと評価できるような教育環境の充実も必要です。そこで、以下について伺います。

質問 ①現在、来るべき小学校、中学校一貫校の開設が計画中ですが、こども園・小・中学校間の連携交流はどのように行っていますか。今後、運動会などの行事や一層の教育効果が期待できる分野や領域などについて検討し、一緒に学習や体験活動を行う機会も設けてはいかがですか。

答弁 (教育次長) こども園、小・中学校間の連携交流については、中学校入学後の環境等に伴う変化にとまどういわゆる中1ギャップを少しでも和らげるために、授業や行

事、職員間の連携に力を入れています。例えば、入学説明会を見直し、中学校入学半年前にはクラブ活動の体験を含めた入学説明会を中学校で実施して、中学校の生徒が中心となり学校生活やクラブ活動を6年生児童に説明しています。

教職員の連携も進んでおり高野山小学校と中学校の教員が集まる小中連携会議を開催し授業面や生徒指導面等で連携を図り、さらに定期的に情報交換研修を行っています。また、小学校3年生から中学校の英語教員と一緒に学ぶ機会を設けています。また、昨年度より幼・小連携部会、連携会議を設置し、子どもたちの交流に加え職員と保育士の交流も深めています。小学校職員による園訪問、保育士による小学校訪問を実施するとともに、小学校の生活や教科の学習にスムーズに適応していくことを目指して編成するスタートカリキュラムの開発にも努めています。運動会等合同という点について。将来的に一緒にすることも含めて検討中です。

質問 ②高野山小学校富貴分校の開校に関して伺います。まず、新入生を迎えるにあたり、実施中の学校の存続や地域の活性化につながる子育て支援事業の活動状況と今後の見通しについて。次に、新入生を迎えるに当たり、学校の設備施設の点検及び教材教具の準備等の進捗状況をお願いします。また、現時点での配置予定の職員の人数や構成など伺います。

答弁 (福祉保健課長) 高野山小学校富貴分校の開校について。現在、子育て支援事業ということで富貴小学校の1室をお借りし実施しています。実施状況は、地域の協力を得て週2回子育て関係としてお子さんをお預かりしています。子どもが高齢者宅に行つて昔話を聞くという取組では、自分の庭先で遊んでくれるというのは非常にうれしいというお言葉もいただきました。それ以外に支援事業として「ちっちらこ」発信によるイベントを実施しています。

今後、この子育て支援事業と高齢者の見守り等の部分を含めて展開できないか、担当グループ「ちっちらこ」及び地域の方々と密に協議していく必要があると思っています。

答弁 (教育次長) 高野山小学校富貴分校の開校について。設備面につきましては、中の傷み具合など以前より調査をし、併せて教職員が配置された場合の指導書等について調査を進めています。あと職員配置につきましては、できるだけ常時3名は配置できるようにしたいと考えています。教職員につきましては本校への配置した後に分校へ、分校主任と担任の教員が2名配置される予定です。あと町雇用で、校務員さんとあともう1名で2名。計4名そのうち3名は常駐するというような形にしたいと考えています。

10月

- 国道480号（有田高野間）促進協議会監査（3階会議室）
- 広報特別委員会
- 小・中学校建設に係る調査特別委員会
- 議会改革推進特別委員会
- 和歌山県高規格幹線道路促進委員会総会（アパーム紀の国）
- 認知症に関する研修会（東富貴多目的集会所）
- 花坂小学校運動会（花坂小学校）
- 第3回町民運動会（高野山中学校体育館）
- 「せのくにわかやま木造塾」発表会（2階会議室）
- 高野町地方創生評価検証委員会（役場）
- 第2回高野山少年柔道大会・高野山中学校体育館
- 石田衆議院議員国政報告会・意見交換会（3階会議室）
- 国道480号（有田高野間）促進協議会総会及び要望活動（県庁）
- 高野町戦没者秋季慰霊祭（奥の院英霊忠魂碑）
- 富貴産ホップ及びクラフトビール「天空般若」奉納式（金剛峯寺）
- 天川村制130周年記念式典（天川村山村開発センター）
- 行政視察（沖縄県宜野湾市役所他）
- 主要地方道高野天川線整備促進協議会要望活動（奈良県五條土木事務所他）
- 京奈和関空道路建設促進期成同盟会通常総会（紀の川市役所）
- 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設例月出納監査（2階会議室）

11月

- 第44回文化表彰式（中央公民館）
- ねりんピック開始式（黎明館）
- 橋本周辺広域市町村圏組合議会定例会（橋本周辺広域ごみ処理場）
- 委員長・副委員長研修（自治会館）
- 京奈和自動車道建設促進協議会通常総会（ダイヤロイネット）
- 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設例月出納監査（2階会議室）
- 和歌山県人会世界大会（県民文化会館）
- 議会運営委員会
- 富貴産クラフトビール「天空般若」お披露目式（観光情報センター）
- 全員協議会
- 広報特別委員会
- 総務文教常任委員会所管調査（高野山小学校）

12月

- 厚生建設常任委員会所管調査（高野山総合診療所）
- 12月定例会
- 介護車両納車式（総合診療所）
- 高野山小・中学校等建設に係る住民説明会（中央公民館）
- 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設例月出納監査（2階会議室）

次の方が選任されました

人権擁護委員

新谷 千津子

一般質問（質問の詳細については、6～11ページに掲載）

受付順	氏名	質問事項
1	中前 好史	○冬の血管事故予防について ○積雪時の本年度の除雪計画について
2	松谷 順功	○高野町における景観の保全とまちづくりについて ○発生した民家火災から考える問題点について ○空き家対策について
3	中迫 義弘	○ふるさと応援寄付金について ○小中一貫教育について
4	崎山 文雄	○清福の発行を止めた理由について ○復元した徳川家霊台の外周の木柵について
5	所 順子	○町長・教育長が議会だよりに関わったことについて ○景観条例について ○（文化エリア）小・中一貫校建設について
6	新谷 英一郎	○教育環境の整備と充実を ○町職員に関わる働き方改革及び職員の研修について

一般質問のしるし

『発言』および『答弁』の内容は、質問者に編集・校正をお任せし、広報特別委員会の責任のもと掲載しております。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。皆様方には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、平成から令和に元号が変わり、天皇・皇后陛下の即位に関係する行事が、無事に終えたことを国民としてお祝い申し上げます。しかしながら、地球温暖化と考えられる様々な災害が世界各国で起きて、日本でも昨年は、関東・東北地方で多大な台風・大雨による被害を受け多数の死者を出し、未だに避難生活をしています。非常に残念で見舞い申し上げます。

令和2年度の予算が3月議会に出てきます。町当局よりどのような予算を計上して下さるかわかりませんが、十分検討し、以後もチェックしてまいります。今後も高野町議会だよりをよろしく願います。

本年皆様にとりまして、ご健勝とご多幸を祈念し、編集後記とさせていただきます。

Y. O

本会議の様子をインターネットで録画配信しています。

審議内容および一般質問の詳細については、高野町ホームページをご覧ください。議会事務局にお問い合わせください。

高野町HP

<http://www.town.koyawakayama.jp>

議会事務局：☎0799-59-2000